

郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第52号

郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（令和元年郡山市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7号様式、第9号様式及び第11号様式を次のように改める。

様

郡山市長



サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定により下記のサービス付き高齢者向け住宅に係る登録事業の登録を抹消したので、郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録住宅の名称及び所在地
- 3 登録抹消の年月日 年 月 日
- 4 登録抹消の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市達第 号
年 月 日

様

郡山市長



サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第2号及び第3号の規定により下記のサービス付き高齢者向け住宅に係る登録事業の登録を抹消したので、郡山市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録住宅の名称及び所在地
- 3 登録抹消の年月日 年 月 日
- 4 登録抹消の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長



サービス付き高齢者向け住宅指示事項通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 25 条の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で登録したサービス付き高齢者向け住宅事業について、次のとおり指示事項を通知します。
なお、この指示事項については速やかに改善したうえで、その措置状況を 年 月 日までに、サービス付き高齢者向け住宅指示事項改善報告書（第 10 号様式）により報告願います。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号	
3 指示事項		

備考 上記指示に違反したときは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 26 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、登録事業の登録を取り消されることがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

郡山市達第 号
年 月 日

様

郡山市長



サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第3項の規定により、下記のサービス付き高齢者向け住宅に係る登録事業の登録を取り消したことを通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録住宅の名称及び所在地
- 3 登録取消の年月日 年 月 日
- 4 登録取消の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。